

月例指針 10月になりました



英語での月名、October は、ラテン語表記に同じで、これはラテン語で「第 8 の」という意味の “octo” の語に由来している。一般的な暦では 10 番目の月であるが、紀元前 46 年まで使われていたローマ暦では、一般的な暦の 3 月が年始であり、3 月から数えて 8 番目という意味である。

日本では、旧暦 10 月を神無月(かんなづき、かみなしづき)と呼び、新暦 10 月の別名としても用いる。(ウィキペディア: <https://ja.wikipedia.org/wiki/10%E6%9C%88>)

★ 2016 年 10 月の税務

期 限	項 目
10月11日	▶ 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月17日	▶ 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
10月31日	▶ 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

(エッサム: <http://www.essam.co.jp/eigyosyo/sendai/tax-calendar.html>)

☆ 10月より社会保険の適用拡大実施！

平成 28 年 10 月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！

現在は、一般的に週 30 時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入の対象です。それが、平成 28 年 10 月からは**従業員 501 人以上の企業で、週 20 時間以上働く方**などにも対象が広がり、より多くの方が、これまでより厚い保障を受けることができます。

■ 加入する(適用になる)メリットは？

- (1) 将来もらえる年金が増えます
- (2) 障害がある状態になり、日常生活を送ることが困難になった場合なども、より多くの年金がもらえます
- (3) 医療保険(健康保険)の給付も充実します
- (4) 会社もあなたのために保険料を支払います。また、現在ご自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている方は、今より保険料が安くなる可能性があります

出典:厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

2016 年の 10 月からは以下のような条件が変更になるようです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">【1】週 20 時間以上労働【2】年収 106 万円以上【3】勤務期間 1 年以上【4】501 人以上の従業員のいる企業 |
|---|

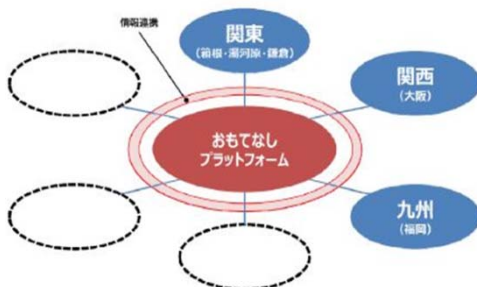
この基準を**全て満たす場合**は、厚生年金へ加入することになるのです。

大規模企業でパートをしている方は要注意です。

更に早ければ、2017 年 1 月には「**配偶者控除**」も廃止する方向で検討されています。

<https://upin.jp/2147>

☆ 10 月から「おもてなしプラットフォーム」の実証を開始します



～訪日外国人の旅行者数・旅行消費額の増大に向けた実証～

経済産業省は、訪日外国人旅行者に対して、様々な事業者や地域の連携により、高度で先進的なサービス、決済等を提供できる仕組み「**おもてなしプラットフォーム**」の構築に向けて、本年 10 月より実証(「IoT 活用おもてなし実証事業」)を開始します。

目的

「明日の日本を支える 観光ビジョン」では、従来の政府目標を大幅に前倒して、訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とし、訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円としています。

経済産業省 では、この新たな目標の達成に向けて、IT を活用し、サービス事業者同士が連携して質の高いサービスを提供できる仕組み「おもてなしプラットフォーム」の構築に向けて、本年 10 月より実証を開始し、2020 年の社会実装を目指します。

例えば、訪日外国人旅行者が、

- 一度登録した情報については、「おもてなしプラットフォーム」に参加する様々な事業者や地域のスマートフォンアプリの活用やサービスを受ける際に、同じ情報を登録することが不要になります。
- 予め使用言語を登録しておけば、使用言語による接客やサービス、給仕などを 様々な事業者や地域で受けることが可能になります。
- 宿泊先や自宅の住所を登録しておけば、毎回送り先の記載手続き等を経ることなく、簡便に荷物の配送サービスを受けることが可能になります。

「おもてなしプラットフォーム」の実証概要 2020 年までの社会実装を目指し、本年度より、「おもてなしプラットフォーム」の構築 に向けて、まずは **関東・関西・九州**の 3 地域での実証を行います。

出典：経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160928001/20160928001.html>

☆ 残り、四半期

2016 年も残すところあと 3 か月、3/4 が過ぎ去ってしまい、ラストスタートの四半期に突入です。

そして、税理士法人IKGは最初の決算期を迎えます。

皆様のお陰をもちまして、初年度決算は予想以上に好調で、積極的な節税対策が望まれるところ
であります。その大きな理由として、ターンアラウンド事業の成約、2 件がありました。

経常的な収益ではないので、真から喜ばませんが、IKGの実績として評価できていると思っています。

以上、宜しくお願い致します。